

令和8年10月14日
環境局資源循環推進課

産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消しました

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の3の2の規定により、下記のとおり行政処分を行ったのでお知らせします。

記

事業者の住所 及び名称	新潟県三条市西鱒田959番地 有限会社 坂井土建（代表取締役：坂井 大輔）
許可の種類	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	01503238865（産業廃棄物収集運搬業）
許可年月日	令和6年2月9日（産業廃棄物収集運搬業）
事業の範囲	・事業の区分 収集・運搬（積替え・保管を除く。） ・産業廃棄物の種類 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（以上、石綿含有産業廃棄物を除く。）、金属くず（以上、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
処分の内容	産業廃棄物収集運搬業の許可取消し（令和8年10月14日）
処分の理由	当該法人は、新潟地方裁判所三条支部において法違反により罰金刑に処され、令和8年7月23日付けで刑が確定していたことが判明した。 このことにより、当該法人は法第7条第5項第4号ニ（欠格要件：法違反により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者）に該当することとなった。 この結果、当該法人は法第14条の3の2第1項第1号に規定する法第14条第5項第2号イに該当するに至ったため。

本件についてのお問い合わせ先
産業廃棄物係 中澤
（直通）025-280-5161（内線）2504